

## 平成19年度 第1回液化石油ガス規格委員会 議事概要

I. 日 時:平成19年6月20日(水)10:00~12:00

II. 場 所:高圧ガス保安協会 第6会議室(6階)

III. 出席者(敬称略、順不同)

委員 長:坪井

委 員:小川、佐藤、澤、吉井、萩原、安藤、牛島、戸塚、井出、  
川野、松原、三宮、満田、杉本、北條

K H K:丸山、北出、飯沼、市川、加藤、吉瀬

IV. 配付資料

資料1 液化石油ガス規格委員会委員名簿(案)

資料2 バルク関係基準分科会委員名簿(案)

資料3 平成18年度第2回液化石油ガス規格委員会議事概要(案)

資料4 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について(案)

資料5 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)改正案新旧対照表

資料6 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応に係る改正  
について(案)

資料7-1 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧  
対照表(その1)

資料7-2 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧  
対照表(その2)

資料7-3 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧  
対照表(その3)

資料7-4 LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧  
対照表(その4)

資料8 液化石油ガス法施行規則関係技術基準(KHKS0739)の改正について(案)

資料9 KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」について

資料10 KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」

資料11 KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」新旧対照表

資料12 KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」

資料13 KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」新  
旧対照表

## V. 議事概要

### 1. 事務局挨拶

### 2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員及び委員代理者が 16 名であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足していることを報告した。また、資料 1 及び資料 2 に基づき吉井委員の紹介を行った。

### 3. 委員長挨拶

### 4. 液化石油ガス規格委員会委員名簿について

事務局から、資料 1 に基づき、「液化石油ガス規格委員会委員名簿(案)」について説明を行った後、当該委員名簿(案)の採決を実施したところ、出席委員及び代理者(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 5. バルク関係基準分科会委員の追加について

事務局から資料 2 に基づき、「バルク関係基準分科会委員名簿(案)」について説明を行った後、資料 2 に基づきバルク関係基準分科会委員の追加について採決を実施したところ、出席委員及び代理者(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 6. 前回議事概要(案)の確認について

事務局から資料 3 に基づき、「平成 18 年度第 2 回液化石油ガス規格委員会議事概要(案)」について説明を行った後、当該議事録(案)の採決を実施したところ、出席委員及び代理者(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

### 7. LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について

事務局から下記の資料

- ・資料 4「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について(案)」
- ・資料 5「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)改正案新旧対照表」

に基づき、上記基準の制定及び改正について説明を行った後、以下の意見交換等があった。

○資料 5 の P 1、解説 1) にある「告示に定めるもののみ」は「告示で定めるものに限る」と書くのが通常ではないか。

→そのように訂正する

○資料 5 の P 2、解説 2) にある一般消費者とは所有者を指すのか？

→所有者又は占有者を指す。例えば賃貸の場合は占有者であり、持ち家であれば所有者となる。

以上の意見交換等があった後、資料4及び資料5に対して書面投票及びパブリックコメントを行う事について、採決を行った結果、出席委員及び代理者(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

#### 8. LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)性能規定化対応案について

事務局から下記の資料

- ・資料6「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応に係る改正について(案)」
- ・資料7-1「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧対照表(その1)」
- ・資料7-2「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧対照表(その2)」
- ・資料7-3「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧対照表(その3)」
- ・資料7-4「LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の性能規定化対応案新旧対照表(その4)」

に基づき、説明を行った後、以下の意見交換等があった。

- 資料7-1のP22、バルク貯槽の表示(例)の「夜間」緊急連絡先の欄は「夜間・休日」緊急連絡先に訂正頂きたい。  
→そのように訂正する。
- 資料7-1のP3、5)は「弁の開閉方向を示す」と書かれているのに、6)は「管に流れ方向を表示する」としているはなぜか。  
→法令で使用している用語による。事業者が自ら行う場合には「表示する」とされている。
- バルク貯槽の安全弁交換時の構造の認識不足による事故は、どのように扱われているのか。  
→前回の青本改正により対応している。
- 資料7-3のP1、解説13)に「バルク貯槽の周囲10cm以内に検知用の孔空き管を設置する」とあるが、何本設置するのか。  
→告示のとおりバルク貯槽の周囲10cm以内に1本以上とし、それ以上は事業者が必要に応じて複数設置するものである。
- 資料7-1のP3、解説2)に示す「SS400と同等以上の強度等」とは、何を以て同等と判断するのか。  
→引張り強さや加熱に対する影響が同等かどうか考慮する必要がある。
- 資料7-1のP14、解説4)により、車両が侵入できない場合はバルク貯槽の埋設深さは従来の30cm以上から20cm以上に緩和されているが、これはどのようなものを想定しているのか？  
→車の他にも、重量物は認めないという趣旨である

○弁とバルブの使い分けは

→貯槽は弁、容器はバルブという使い分けになっている。

○資料7-1のP3、解説4)によりプロテクターの開口部の隙間を全て埋めてしまうと、圧力調整器の安全弁が作動した場合に、検知器が作動する懸念がある。

→プロテクターの開口部の隙間を埋めるのは、荷重や加熱から内部の機器を守るのが目的であり、荷重と加熱に影響のない隙間であれば問題ない。

以上の意見交換等があった後、資料6、資料7-1、資料7-2、資料7-3、資料7-4に対して書面投票及びパブリックコメントを行う事について、採決を行った結果、出席委員及び代理者(16名)の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

## 9. 液化石油ガス法施行規則関係技術基準(KHKS 0739)の改正案について

事務局から下記の資料

- ・資料8「液化石油ガス法施行規則関係技術基準(KHKS0739)の改正について(案)」
- ・資料9「KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」について」
- ・資料 10「KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」
- ・資料 11「KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」新旧対照表」
- ・資料 12「KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」
- ・資料 13「KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」新旧対照表」

に基づき、上記基準の改正について説明を行った後、資料8、資料9、資料 10、資料 11、資料 12、資料 13 に対して書面投票及びパブリックコメントを行う事について、採決を行った結果、出席委員及び代理者(15名(1名途中退席のため))の過半数(8名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

## 10. その他

事務局から、投票用紙とその記入方法について説明を行った。

以上